(目的)

第1条 この要綱は、被害者(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成13年法律第31号)第1条第2項に規定する被害者及び同法第28条の2に規 定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。)及びその同伴する家族(以下これ らを「被害者等」という。)の緊急時における安全の確保をするため、市長が定める施設 に入所させること(以下「緊急保護」という。)に関し必要な事項を定めることを目的と する。

(緊急保護の対象者)

- 第2条 緊急保護の対象者は、次の各号のいずれにも該当する被害者等とする。
  - (1) 市内に在住し、又は避難していること。
  - (2) 一時保護を希望していること。
  - (3) 緊急保護の必要があると市長が認める者であること。

(緊急保護の申込み)

第3条 緊急保護を受けようとする者は、別記様式第1号による緊急保護申込書を市長に 提出しなければならない。

(緊急保護の決定)

第4条 市長は、前条の規定による申込みがあった場合は、緊急保護の可否を決定の上、 別記様式第2号による緊急保護許可通知書又は別記様式第3号による緊急保護却下通知 書により申込者に通知するものとする。

(緊急保護の期間)

第5条 緊急保護の期間は、市長が指定する日から一時保護が開始される日までの期間とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、当該期間を延長することができる。

(許可の取消し)

- 第6条 市長は、現に緊急保護を受けている被害者等(以下「入所者」という。)にその必要がなくなったと認めるときは、当該緊急保護を取り消し、別記様式第4号による緊急保護許可取消通知書により当該入所者に通知するものとする。
- 2 市長は、入所者が市長が定める施設の規則を守らないときは、緊急保護の許可を取り消すことができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に 定める。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

		年月
	<b>英</b>	緊急保護申込書
宛先)新潟市長		
		申込者 氏 名
		<u>生年月日 年 月 日</u>
		住所
		電話()
		<u>ге.</u> ин /
		おり申し込みます。
同伴有	当 氏 名	生年月日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
緊急保護	年	月 日から一時保護の開始される日

第 号 年 月 日

様

新潟市長 印

## 緊急保護許可通知書

次のとおり緊急保護を許可したので通知します。

氏	名			生	年	月	日	
					年	月	ļ	∃
同 伴	者氏名			生	年	月	日	
					年	月	ļ	∃
					年	月	ļ	∃
					年	月	ļ	∃
					年	月	ļ	∃
緊 急 保 護 許可の期間	年	月	į	 ∃から-	一時保	護の閉	開始さ	れる日

	第		号
	年		日
様			
		新潟市長	印
緊急保護却下通知書			
年 月 日付けの緊急保護の申込みについては、下記の理 に決定したので通知します。	里由に	より却下する	ること
却下の理由			

別記様式第4号(第6条関係) 第 号 年 月 日 様 新潟市長 印 緊急保護取消通知書 以下の理由により、緊急保護の取り消しを決定したので、新潟市配偶者からの暴力に よる被害者等の緊急保護に関する要綱第6条に基づき,通知します。 取り消し理由 1 緊急保護の必要がなくなったため 2 市長が定める施設の規則を守らないため